

## 一般社団法人としての 再出発

総務理事 西原明法



本会誌4月号目次ページに「一般社団法人移行のお知らせ」があったのにお気づきでしたでしょうか？

明治29年に制定された改正前民法に基づく法人制度を改革すべく、平成18年に公益法人制度改革関連3法が成立し、平成20年12月から施行されました。それより5年以内に新制度での法人に移行しなければ、自動的に解散となることから、本会もこの新制度に対応すべく企画室内に作業部会を作って検討を重ね、平成24年4月1日をもって一般社団法人電子情報通信学会になりました。4月号会誌はこれをお知らせしたものです。

学術及び科学技術の振興を目的とする事業は公益目的23事業のトップに掲げてあり、また公益社団法人は法人税の優遇措置があるため、公益認定を受ける道もありましたが、制約も大きいので、本会はとりあえず一般社団法人に移行しました。本会と関連の深い、電気学会、照明学会、映像情報メディア学会、情報処理学会等も同様に一般社団法人に移行しています。移行認可申請の際に、既存の財産（公益目的財産額と言います）に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画（公益目的支出計画と言います）を提出しており、この計画が完了するまで、行政庁の監督を受けることになります。

今回の法改正はそもそも、社会的役割を終えている団体が存続していたり、補助金の無駄使いや、官僚の天下りの温床となっている団体がある、等の問題を解決しようとしたものでした。そのため、法人の設立手続きは登記のみと簡素化し、内閣府の公益認定等委員会が別途公益性を判断します。公益社団法人は、公益目的事業の割合が50%以上、公益目的事業の収益が費用を上回らないこと、などが厳しく定められており、毎年、行政庁へ提出する決算書類等で、条件を満足し続ける必要があります。更に、行政庁の実地検査も定期的に受けることから公益認定を維持し続けるためには、より厳格な運営が必要となります。本会はもちろん従前より健全な運営をしてきておりますが、例えば、理事の業務執行状況を理事会に報告する義務は文書化されていませんでした。これに対して新法人法では、（民法上の法人では監事を置くことができなくなっていたのに対して）監事は必ず置くことが必要で、監事は財産の状況の監査と並んで、理事の業務執行状況を監査し、疑義があるときは理事会を招集したり、あるいは社員総会等に報告する権限と義務が明記されています。その意味で監事は職務上、理事と独立した立場となり、それぞれの任務もより重くなったといえます。そのほかに、新法人法上の社団法人では（財団法人と異なり）評議員という制度がありません。そのため、本会でも従前はあった評議員は廃止しました。

このような背景から、一般社団法人としての再出発にあたり、理事一同は改めて身を引き締めて学会運営に務める所存です。学会活動の基本方針と事業計画等には変更はなく、昨年策定した理念「本会は、電子情報通信および関連する分野の国際学会として、学術の発展、産業の興隆並びに人材の育成を促進することにより、健全なコミュニケーション社会の形成と豊かな地球環境の維持向上に貢献します」に基づき、これまでどおり、研究発表、教育、標準化を含む中堅技術者向け事業、の3本柱を中心にして、会員サービスを行っていきます。

電子情報通信学会をより良い学会にしていくため、運営やサービスに対して、会員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。また御意見、御要望があれば、是非お寄せ下さい。